

船舶事故調査報告書

平成21年11月12日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲也
 委員 根本 美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成20年8月14日 03時20分ごろ
発生場所	愛媛県興居島南岸 松山港外港2号防波堤灯台から真方位295° 1,730m付近 (概位 北緯33° 52.5′ 東経132° 40.9′)
事故調査の経過	平成21年1月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 文栄丸、4.85トン
船舶番号、船舶所有者等	EH3-22542、個人所有
L×B×D、船質	11.30m (Lr) × 2.50m × 0.75m、FRP
機関、出力、進水等	ディーゼル機関、48kW（漁船法馬力数）、昭和55年3月28日
乗組員等に関する情報	船長 男性 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年1月7日 免許証交付日 平成16年3月19日 (平成21年11月26日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	推進器、推進器軸曲損及び舵曲損
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、操業を終えて、松山港に向けて約7.5knの速力で自動操舵により帰航中、右転のため手動操舵に切り替えた直後に船長が意識を喪失し、平成20年8月14日03時20分ごろ、そのまま興居島南岸の砂浜に乗り揚げた。 船長は、乗り揚げ後に意識が戻り、時計を見たときの時刻は03時20分ごろであった。船長は、漁業無線で救助を要請し、駆け付けた僚船によりえい航されて松山港に帰港した。なお、甲板員は、船首甲板で魚の選別作業に従事しており、乗り揚げまで船長の異状に気付かなかった。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南東、風力 1 海象：潮汐 下げ潮の初期
その他の事項	なし

分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 船長は、松山港に向けて右転する際、何らかの理由により体調に異状を生じて、意識を喪失したものと考えられる。 船長が意識を喪失していたため、乗り揚げの状況を明らかにすることができなかった。
原因	本事故は、本船が松山港に帰航中、船長が意識を喪失したため、興居島南岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	